

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、入社後 6 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (3) 入社後 3 ヶ月超 6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

※前項に定める事由以外の事由に基づき、当社の紹介により就職した者が退職または解雇されるに至った場合には、返戻金制度は適用いたしません。

※また返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。